

# 和歌山信愛大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 和歌山信愛大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、建学の精神に基づく豊かな人間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成することを目的とする。
- 2 本学教育学部子ども教育学科は、建学の精神に基づく豊かな人間性を基盤とし、子ども一人ひとりに寄り添う支援力とコミュニケーション力、高い専門的知識・技能に裏付けられた創造的思考力とリーダーシップで、子どもと地域社会の未来を築く、教育者・保育者を養成することを目的とする。

### (自己点検及び評価等)

- 第2条 本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、前項の自己点検及び評価の結果について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。
- 3 自己点検及び評価並びに第三者による評価に關し、必要な事項は別に定める。

### (教育研究情報の公開)

- 第3条 本学は、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、次の各号に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用、その他広く周知を図ることかができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

- 一 本学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ
  - 七 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ
- 2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

(管理運営に必要な教職員への研修等)

第5条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第6条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

## 第2章 学部・学科等及び修業年限

### (学部)

第7条 本学に教育学部を置く。

### (学科)

第8条 本学の学部に次の学科を置く。

教育学部 子ども教育学科

### (学部、学科の入学定員)

第9条 学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
教育学部	子ども教育学科	80名	320名

### (修業年限)

第10条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第28条の規程により編入学した者及び第29条の規程により再入学した者は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### (図書館)

第11条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

### (センター)

第12条 本学に、教育研究に関するセンターを置くことができる。

2 センターに関し、必要な事項は別に定める。

### (事務部)

第13条 本学に、事務部を置く。

2 事務部に関し、必要な事項は別に定める。

## 第3章 職員組織

### (職員)

第14条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 本学に、特任教授、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。
- 4 本学に、名誉教授を置くことができる。

### (職員組織)

第15条 学部に学部長、図書館に図書館長、事務部に事務部長を置く。

- 2 学部に学科長を置くことができる。

## 第4章 大学運営会議、教授会及び全体会議

### (大学運営会議)

第16条 本学の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、学長、事務部長、学部長、学科長及び学長が必要と認めた専任の職員によって構成する。
- 3 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 大学運営会議は、次の事項を審議する。
  - 一 大学運営、将来計画に関する事項
  - 二 学則、諸規程等の制定改廃に関する事項
  - 三 人事に関する事項
  - 四 教育の実践の方針に係る事項
  - 五 学生の厚生補導の方針に係る事項
  - 六 学生の入学、卒業、在籍の方針に係る事項
  - 七 卒業認定・学位授与の方針に係る事項
  - 八 自己点検・評価の方針に係る事項
  - 九 その他、重要事項

5 大学運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第17条 本学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長、当該学部に配属された教授、准教授、講師、助教及び、学長が必要と認めた専任の教員をもって構成する。
- 3 教授会は、学長が招集し、学部長が議長となる。学部長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 教授会は、次の事項を審議する。
  - 一 教育研究に関する事項
  - 二 教育課程及び授業科目に関する事項
  - 三 学生の学修・生活指導・福利厚生・賞罰に関する事項
  - 四 学生の入学・卒業及びその他学籍に関する事項
  - 五 自己点検・評価に関する事項
  - 六 その他、学長、学部長の諮問事項
- 5 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(全体会議)

第18条 教育運営に関する事項について、連絡調整及び協議するため、全体会議を置く。

- 2 全体会議は、専任教職員をもって構成する。

(委員会)

第19条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

(休業日)

第22条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に定める休日

三 本学創立記念日(11月12日)

四 春期休業日(3月20日から3月31日まで)

五 夏期休業日(8月15日より9月30日まで)

六 冬期休業日(12月25日より1月7日まで)

2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、もしくは臨時に休業日を定めることができる。

## 第6章 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第24条 各学科第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学

大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第25条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本学に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(編入学)

第28条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 一 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- 二 短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- 三 高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- 四 大学に2年以上(休学期間を除く。)在学し、62単位以上修得した者

五 大学に 2 年以上（休学期間を除く。）在学見込みで、62 単位以上修得見込みの者

2 前項の規定に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

（再入学）

第29条 次の各号の一に該当する者で再入学を志願する者は、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

一 第47条の規定により退学した者

二 第48条第一号及び第四号の規定により除籍された者

2 前項により入学を許可された者の、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、教授会の議を経て決定する。

## 第7章 教育課程、単位及び履修方法等

（教育課程及び授業科目）

第30条 学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

3 授業科目を分けて、共通基礎科目及び専門教育科目とする。

（授業科目及び単位数）

第31条 第30条に掲げる授業科目及び単位数は、別表1の通り定める。

（卒業に必要な単位数）

第32条 教育学部の卒業所要単位数は124単位以上とする。

（授業の方法）

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技等により行うものとする。

（単位計算方法）

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする

内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち 2 以上の方の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学習等に考慮して単位数を定めることができる。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第35条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第36条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数及び授業期間)

第37条 每学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35 週以上とする。

(履修方法及び上限設定等)

第38条 学生は、本学に 4 年以上在学し、学部所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録で

きる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 3 学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間に上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 4 前三項の履修方法については別に定める。

(メディアを利用して行う授業)

第39条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した情報機器その他の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第40条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規程により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期

大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第8章 休学、転学、留学、退学及び除籍

### (休学)

第43条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第44条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に期間を延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、第10条の在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

### (転学)

第45条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第46条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第10条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 留学に関する事項は別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の書類の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第10条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第44条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 五 死亡した者

## 第9章 卒業及び学士の学位

(卒業認定・学位授与の方針)

第49条 本学に4年以上在学し、以下の各号に規定する能力を身に付けるべく編成された教育課程の学修を通じ、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- 一 一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている。
- 二 人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得て主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。
- 三 郷土を支える意欲と課題解決力を有し、地域の未来に貢献できる。
- 四 職業人として、専門的知識・技能に基づく高い実践力を身に付けている。

- 五 様々な問題を主体的に学び、探求し、独自の発想で課題解決にあたることができる。
- 2 前項の規定に加え、教育学部では、以下の各号に定める能力を身に付けるべく編成された教育課程の学修を通じ、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。
- 一 一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている。
  - 二 人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得、主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。
  - 三 郷土を支える意欲と課題解決力を有し、子どもと地域の将来に貢献する教育者としての自覚をもって行動できる。
  - 四 学童期までの継続性に理解のある教育を担う専門的実践力と、子ども一人ひとりに寄り添う支援力を身に付けている。
  - 五 主体的に学び、探求し、独自の発想で子どもや地域に関わる問題の解決にあたることができる。

（教育職員免許状）

- 第50条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第32条の規程によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定による所要の単位を修得した者が教育職員免許状を取得できる学部学科、教育職員免許状の種類は次の通りとする。

学部	学科	免許状
教育学部	子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状

- 3 小学校教育職員の資格を得るために必要な授業科目は、別表2の通りとする。
- 4 幼稚園教育職員の資格を得るために必要な授業科目は、別表3の通りとする。

### (保育士資格)

第51条 保育士資格を取得しようとする者は、第32条の規程によるほか、児童福祉法及び同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が保育士資格を取得できる学部学科は以下の通りとする。

学部	学科	資格
教育学部	子ども教育学科	保育士資格

3 保育士資格を得るために必要な授業科目は、別表4の通りとする。

## 第10章 賞罰

### (表彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の議を経て、表彰することができる。

### (懲戒)

第53条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

## 第11章 厚生補導

### (学生指導)

第54条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な

実施を図るものとする。

- 2 前項に関する事項は別に定める。

(保健管理)

第55条 本学に医務室を置き、学生の保健管理を行う。

## 第12章 施設利用

(施設利用)

第56条 本学の施設は、大学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

## 第13章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第57条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生としての入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することの出来る者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第58条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生については別に定める。

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、

科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生については別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については別に定める。

## 第14章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第61条 入学検定料及び学生納付金については別に定める。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第62条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については別に定める。

(休学中の在籍料)

第63条 休学中の在籍料については別に定める。

(納付した授業料等)

第64条 納付した入学検定料及び学生納付金等は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

## 第15章 公開講座及び各種講習会

(公開講座及び各種講習会等)

第65条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

## 第16章 補則

(雑則)

第66条 この学則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(改廃)

第67条 この学則の改廃は、教授会、大学運営会議の議を経て学長が行うものとする。

別表1 教育学部子ども教育学科の教育課程（第31条関係）

科目区分	授業科目的名称	単位数		備考
		必修	選択	
共通基礎科目	の信 基愛 基礎教 育	信愛教育Ⅰ 信愛教育Ⅱ いのちと倫理 ボランティア実習	1 1 2 1	
	教育 者 の 教 養	日本国憲法 健康教育 情報処理論 国際教育論 人類生態学概論 子どもと遊び 子どもと文学 こころの科学 生命と進化 現代メディア論	2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修を含 め合計6 単位以上 を修得す ること。
	リ テ ラ シ ー	日本語表現 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ フランス語コミュニケーション 中国語コミュニケーション 情報処理演習Ⅰ 情報処理演習Ⅱ	1 1 1 1 1 1	
	体保 育健	スポーツと健康Ⅰ（講義） スポーツと健康Ⅱ（実技）	1 1	
	教 師 塾	教職キャリアデザイン 教職基礎ゼミナール 教職基礎実習 インターンシップ（事前・事後指導を含む） キャリアガイダンスⅠ キャリアガイダンスⅡ 実践キャリア教育 教師への道Ⅰ 教師への道Ⅱ 教師への道Ⅲ	1 2 1 1 1 1 2 2 2 2	
	地 域 連 携 科 目	世界の中の和歌山 歴史・文化と風土 郷土の自然 まちづくりの経済学 地域の生活文化 文学と郷土	2 2 2 2 2 2	必修を含 め合計6 単位以上 を修得す ること。
	科 地 目 域 探 求	地域力再生論 地域連携フィールド学習 地域連携フィールドゼミナール 地域防災教育論	2 4 2	

専門教育科目	理念・理論	教職論	2		
		教育原理	2		
		保育原理	2		
		教育制度論	2		
		子ども家庭福祉	2		
		社会福祉	2		
		社会的養護	2		
		教育方法論(ICT活用含む)	2		
		教育課程総論	2		
		保育の計画と評価	2		
教科・保育内容の専門領域	教科・保育内容の専門領域	保育内容総論	2		
		国語(書写を含む)	2		
		算数	2		
		理科	2		
		社会	2		
		図画工作	2		
		音楽	2		
		器楽	2		
		体育	2		
		生活	2		
		家庭	2		
		初等英語	2		
		子どもと健康	2		
		子どもと人間関係	2		
		子どもと環境	2		
		子どもと言葉	2		
		子どもと表現	2		
		音楽表現研究	1		
		造形表現研究	1		
		幼児体育	1		
		幼児体育指導法	1		
		野外活動演習	1		
		鍵盤演奏入門	1		
		鍵盤楽器の表現技法	2		
子ども理解	子ども理解	発達心理学	2		
		教育心理学	1		
		子ども家庭支援の心理学	2		
		幼児理解の理論と方法	2		
		子どもの保健	2		
		子どもの健康と安全	1		
		子どもの食と栄養Ⅰ	1		
		子どもの食と栄養Ⅱ	1		

	支援どものニーズ	特別支援教育・保育 I 特別支援教育・保育 II 社会的養護演習 子育て支援演習 教育相談支援 地域と子育て支援 生徒指導・進路指導の理論と方法	1 1 2	1 1 2	
専門教育科目	教育・保育の指導法	保育内容の指導法 I 保育内容の指導法 II 初等教科教育法(国語) 初等教科教育法(算数) 初等教科教育法(社会) 初等教科教育法(理科) 初等教科教育法(英語) 初等教科教育法(生活) 初等教科教育法(音楽) 初等教科教育法(図画工作) 初等教科教育法(家庭) 初等教科教育法(体育) 道徳教育指導論 特別活動指導論 総合的な学習の時間指導論 乳児保育 I 乳児保育 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	実習	幼稚園実習 I 幼稚園実習 II 幼稚園実習指導 I 幼稚園実習指導 II 小学校実習 小学校実習指導 保育実習 I (保育所) 保育実習 I (施設) 保育実習 II 保育実習 III 保育実習指導 I (保育所) 保育実習指導 I (施設) 保育実習指導 II 保育実習指導 III		2 2 1 1 4 1 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	
課題探求科目	実践研究	保育内容実践研究 教科実践研究 教職実践演習(幼・小) 保育・教職実践演習(幼)		2 2 2 2	合計2単位以上修得すること。
	研総研究合	専門ゼミナール I 専門ゼミナール II 卒業研究	2 2 4		

別表2 小学校教諭(一種)養成課程(第50条第3項関係)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数		履修方法	
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2			
体育	2	スポーツと健康Ⅰ(講義) スポーツと健康Ⅱ(実技)	1 1			
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ	1 1			
情報機器の操作	2	情報処理演習Ⅰ 情報処理演習Ⅱ	1 1			
教科及び教科の指導法に関する科目						
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	30	国語(書写を含む)	2		選択科目から2単位以上を修得すること
	社会		社会	2		
	算数		算数	2		
	理科		理科	2		
	生活		生活		2	
	音楽		音楽		2	
	図画工作		図画工作		2	
	家庭		家庭		2	
	体育		体育		2	
	外国語		初等英語		2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	国語(書写を含む。)	30	初等教科教育法(国語)	2		
	社会		初等教科教育法(社会)	2		
	算数		初等教科教育法(算数)	2		
	理科		初等教科教育法(理科)	2		
	生活		初等教科教育法(生活)	2		
	音楽		初等教科教育法(音楽)	2		
	図画工作		初等教科教育法(図画工作)	2		
	家庭		初等教科教育法(家庭)	2		
	体育		初等教科教育法(体育)	2		
	外国語		初等教科教育法(英語)	2		

教育の基礎的理解に関する科目等						
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	1		
	特別支援教育・保育Ⅰ		特別支援教育・保育Ⅱ	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程総論	2		
等指道に導徳関法、す及総るび合科生的目徒な指学導習、の教時間相等談の	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導論	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間指導論	2		
	特別活動の指導法		特別活動指導論	1		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論(ICT活用含む)	2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導の理論と方法	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談支援	2		
	教育実習		小学校実習 幼稚園実習Ⅰ 幼稚園実習Ⅱ 小学校実習指導 幼稚園実習指導Ⅰ 幼稚園実習指導Ⅱ	4 1	2 1 1	
教育実践に関する	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		※
大学が独自に設定する科目						
授業科目				単位数		履修方法
				必修	選択	
						※

※最低修得単位を越えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得。

別表3 幼稚園教諭(一種)養成課程 (第50条第4項関係)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツと健康 I (講義)	1		
		スポーツと健康 II (実技)	1		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション I	1		
		英語コミュニケーション II	1		
情報機器の操作	2	情報処理演習 I	1		
		情報処理演習 II	1		
領域及び保育内容の指導法に関する科目					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	
				必修	選択
領域に関する専門的事項	健康	16	子どもと健康	2	
	人間関係		子どもと人間関係	2	
	環境		子どもと環境	2	
	言葉		子どもと言葉	2	
	表現		子どもと表現	2	
び保育教材内容の活用指導法を含む。 。情報機器及		16	保育内容総論	2	
			保育内容の指導法 I	2	
			保育内容の指導法 II	2	
教育の基礎的理解に関する科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	
				必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育・保育 I	1	
			特別支援教育・保育 II	1	
			教育課程総論	2	

生徒指導法 、総合教育的な学習等の時間等の指導法 及び 教育実践に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法論(ICT活用含む)	2			
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	2			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談支援	2			
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼稚園実習Ⅰ 幼稚園実習Ⅱ 小学校実習 幼稚園実習指導Ⅰ 幼稚園実習指導Ⅱ 小学校実習指導	2 2 1 1	4 1	2単位 選択必修	
	教職実践演習		教職実践演習(幼・小) 保育・教職実践演習(幼)		2 2		
大学が独自に設定する科目							
授業科目				単位数		履修方法	
				必修	選択		
教職基礎実習 ボランティア実習 健康教育 子どもと遊び 子どもと文学 図画工作 音楽 器楽 体育 野外活動演習 音楽表現研究 造形表現研究 鍵盤楽器の表現技法				1 1	2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 2	※	

※「大学が独自に設定する科目」の科目又は最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上を修得。

別表4 保育士養成教育課程（第51条関係）

系列	教科目名	授業形態	単位数	必修	選択	備考
教養科目	信愛教育Ⅰ	演習	1	1		
	信愛教育Ⅱ	演習	1	1		
	いのちと倫理	講義	2	2		
	ボランティア実習	実習	1	1		
	日本国憲法	講義	2	2		
	健康教育	講義	2		2	
	情報処理論	講義	2		2	
	国際教育論	講義	2		2	
	人類生態学概論	講義	2		2	
	子どもと遊び	講義	2		2	
	子どもと文学	講義	2		2	
	こころの科学	講義	2		2	
	生命と進化	講義	2		2	
	現代メディア論	講義	2		2	
	日本語表現	演習	1	1		
	教職キャリアデザイン	講義	1	1		
	教職基礎ゼミナール	演習	2	2		
	教職基礎実習	実習	1	1		
	インターンシップ(事前・事後指導を含む)	実習	2		2	
	キャリアガイダンスⅠ	講義	1	1		
	キャリアガイダンスⅡ	講義	1		1	
	実践キャリア教育	講義	2		2	
	教師への道Ⅰ	講義	2		2	
	教師への道Ⅱ	講義	2		2	
	教師への道Ⅲ	講義	2		2	
	世界の中の和歌山	講義	2		2	
	歴史・文化と風土	講義	2		2	
	郷土の自然	講義	2		2	
	まちづくりの経済学	講義	2		2	
	地域の生活文化	講義	2		2	
	文学と郷土	講義	2		2	
	地域力再生論	講義	2	2		
	地域連携フィールド学習	実習	1		1	
	地域連携フィールドゼミナール	演習	4	4		
	地域防災教育論	講義	2	2		
	情報処理演習Ⅰ	演習	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	演習	1	1		
必修科目	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	1		
	英語コミュニケーションⅡ	演習	1	1		
	フランス語コミュニケーション	演習	1		1	
	中国語コミュニケーション	演習	1		1	
	保健体育科目	スポーツと健康Ⅰ(講義)	講義	1	1	
		スポーツと健康Ⅱ(実技)	実技	1	1	
	合計		71	29	42	
的保育に関する本質科目	保育原理	講義	2	2		
	教育原理	講義	2	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	2		
	社会福祉	講義	2	2		
	地域と子育て支援	講義	2	2		
	社会的養護	講義	2	2		
	教職論	講義	2	2		
科理解育にのむるの	発達心理学	講義	2	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2		
	幼児理解の理論と方法	演習	2	2		
	子どもの保健	講義	2	2		
	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	1		
	子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	1		

必修科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	2		
		保育内容総論	演習	2	2		
		保育内容の指導法 I	演習	2	2		
		保育内容の指導法 II	演習	2	2		
		保育内容実践研究	演習	2	2		
		子どもと環境	演習	2	2		
		子どもと言葉	演習	2	2		
		乳児保育 I	講義	2	2		
		乳児保育 II	演習	1	1		
		子どもの健康と安全	演習	1	1		
保育実習	特別支援教育・保育 I	演習	1	1	1		
	特別支援教育・保育 II	演習	1	1	1		
	社会的養護演習	演習	1	1	1		
	子育て支援演習	演習	1	1	1		
演習合	保育実習 I (保育所)	実習	2	2			
	保育実習 I (施設)	実習	2	2			
	保育実習指導 I (保育所)	演習	1	1			
	保育実習指導 I (施設)	演習	1	1			
合計	保育・教職実践演習(幼)	演習	2	2			
				54	54	0	
選択必修科目	I 教育心理学	演習	1		1		
	II 教育相談支援	講義	2		2		
	III 教育方法論(ICT活用含む) 教育課程総論 子どもと健康 子どもと人間関係 子どもと表現 幼児体育 幼児体育指導法 野外活動演習 鍵盤演奏入門 鍵盤楽器の表現技法 造形表現研究 音楽表現研究	講義	2		2	この欄の選択教科目・単位の中から6単位以上必ず履修しなければならない	
		講義	2		2		
		演習	2		2		
		演習	2		2		
		演習	2		2		
		演習	1		1		
		演習	1		1		
		演習	1		1		
		演習	1		1		
保育実習	保育実習 II	実習	2		2	保育実習 IIと保育実習指導 II、または保育実習 IIIと保育実習指導 IIIを合わせて、3単位以上履修しなければならない。	
	保育実習 III	実習	2		2		
	保育実習指導 II	演習	1		1		
	保育実習指導 III	演習	1		1		
合計				27	0	27	

(注)系列欄の I ~ III は、次の事項を示す

- I : 保育の本質・目的に関する科目
- II : 保育の対象の理解に関する科目
- III : 保育の内容・方法に関する科目

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年8月29日一部改正）

この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月30日一部改正）

この改正学則は令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年8月26日一部改正）

この改正学則は令和5年4月1日から施行する。